

●長期入院に当てはまる人

住民税非課税世帯（下表の区分「低所得Ⅰ」の人を除く）で、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合、申請により入院時の食事代がさらに減額されます。

●申請方法

◇市役所窓口

◇郵送

申請書を市ホームページからダウンロードしてください。

◇インターネット

左の二次元コードまたは、市ホームページからアクセスしてください。



申請フォーム



市ホームページ

●窓口での申請に必要なもの

◇本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証、国民健康保険資格確認書など）

◇入院日数が分かる領収書や退院証明書など（長期入院に当てはまる人のみ）

●注意

◇同世帯ではない人が代理申請する際は、委任状が必要です。

◇世帯主と加入者の前年の所得を

70歳以上の人の所得区分

所得区分	自己負担割合	認定証の申請が必要な人	入院時の食事代 (1食当たり)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	3割	申請不要	510円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)		○	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)		○	
一般 (課税所得145万円未満)	2割	申請不要	240円 (※190円)
低所得者Ⅱ (住民税非課税)		○	
低所得者Ⅰ (住民税非課税)		○	

申告していない場合は、申告が必要です。

※長期入院該当の申請をした場合の食事代

●申請と問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1952

国民年金保険料の免除・猶予申請

●対象者 経済的理由などで保険料を納めることができない人

●免除・猶予の種類 ◇全額免除◇4分の3免除◇半額免除◇4分の1免除◇納付猶予

●免除・猶予期間 7月～翌年6月

●申請開始日 7月1日(火)

●必要なもの 年金手帳（マイナンバーカード、または基礎年金番号通知書でも可）

●離職日（退職日）が令和4年12月31日以降の場合は、離職票・雇用保険受給資格者証などの公的証明書

●注意事項

◇学生は「学生納付特例制度」があるため、この免除・猶予の制度は利用できません。

◇4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、残りの保険料を2年以内に納付しないと未納期間となり、年金受給資格期間や年金額に算入されません。

※新型コロナウイルス感染症の影響による臨時特例免除申請は、令和4年度分までです。対象の人は7月31日(木)までに手続きをしてください。

●申請と問い合わせ先

国保年金課国保年金担当

☎(580)1848

免除・猶予 (納める額)	免除期間の受取年金額	所得審査	
		審査対象	所得基準
全額免除 (0円)	全額納付した場合の2分の1	◇本人 ◇配偶者 ◇世帯主	(控除対象配偶者および扶養親族の人数+1) ×35万円+32万円
4分の3免除 (4380円)	全額納付した場合の8分の5		88万円+各種控除額 (扶養親族等控除額など)
半額免除 (8760円)	全額納付した場合の4分の3		128万円+各種控除額 (扶養親族等控除額など)
4分の1免除 (1万3130円)	全額納付した場合の8分の7		168万円+各種控除額 (扶養親族等控除額など)
納付猶予 (0円) ※50歳未満	追納しないと年金額に反映されません	◇本人 ◇配偶者	全額免除と同じ



市ホームページ